

Q3：食物アレルギー疾患を有する児童生徒への対応について教えてほしい。

A： 現在、アレルギー疾患を有する児童生徒は増加している。中でも、食物アレルギーは、アナフィラキシーの発症により生命に関わる場合もある。そのため、食物アレルギーに関する「情報の把握・共有」「日常の取組と事故防止」「緊急時に向けた対応」などについて全職員で徹底を図る必要がある。また、医療機関、消防署、調理場、保護者等関係者との連携体制を整備しておくことも欠かせない。
以下に、食物アレルギー疾患における対応等について例を示す。

1 情報の把握・共有

(1) 管理・配慮が必要な児童生徒の把握

入学予定者に対して

- ・就学時健康診断時に提出される「食物アレルギー調査票」（市町教育委員会が配布）により配慮を要する児童を把握する。
- ・入学説明会等で、保護者に対し、学校での管理や配慮を希望する場合は申し出るよう説明する。

在校生に対して

- ・学校だよりや保健だより、保護者会等の機会に、アレルギー疾患に対する学校での管理・配慮を希望する場合は申し出るよう説明する。
※毎年度始めに食物を含むアレルギー調査を行うことも考えられる。
- ・保健調査票や健康観察、健康相談等からの情報に関して、必要があれば保護者に確認する。

(2) 学校生活管理指導表の提出、個別の取組プランの作成

就学時・新規発症時・転入時の場合

- ・学校は「食物アレルギー調査票」によりアレルギーを把握し、管理や配慮を希望する保護者に「学校生活管理指導表」**図1**を配布し、回収する。
- ・「学校生活管理指導表」に基づき保護者と面談する。
※食物アレルギーの症状と対応や給食への要望等を確認
※食物アレルギーの対応方針や費用負担等についての説明
- ・「個別の取組プラン(案)」を作成し、関係職員や食物アレルギー対応委員会等で検討・決定する。
- ・保護者に決定事項の説明をし、同意が得られた段階で「同意書」の提出を依頼する。
※エビペン®所持者については「緊急時の対応表」**図2**を作成するとともに、消防署との連携（「個別の取組プラン」「緊急時の対応表」の情報提供）について保護者と協議する。

図1 学校生活管理指導表
栃木県学校におけるアレルギー疾患対応
マニュアルP70、71参照

進級時・進学時の場合

- ・進級時の手続きは、基本的に「就学時・新規発症時・転入時の場合」と同じ。
- ※「学校生活管理指導表」は症状に変化がない場合でも、「管理不要」の指示があるまでは毎年提出を依頼
- ・進学時は、最新の「学校生活管理指導表」の原本と「個別の取組プラン」を健康診断票とともに送付し、管理・配慮が途切れないように引継ぎする。その際、必ず保護者に了承を得る。

(3) 校内における個別の取組プランの共通理解

全職員の共通理解と協力のもと、食物アレルギーへの対応ができるよう、下記の点を中心に個別の取組プランの共通理解を図る。

- ・疾患名、疾患の特徴、重症度など
- ・保護者の意向
- ・日常の配慮事項、健康観察のポイント
- ・緊急時の対応
- ・クラス等への周知・指導
- ・教職員の役割分担

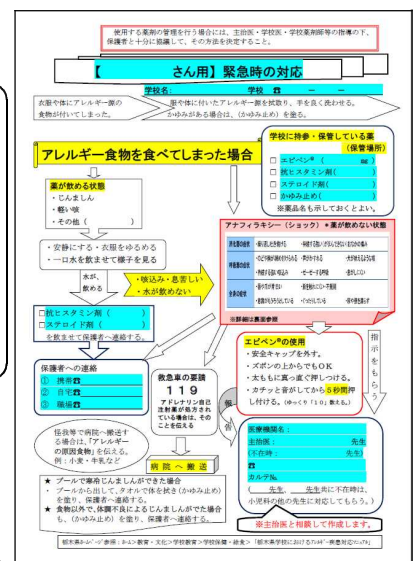


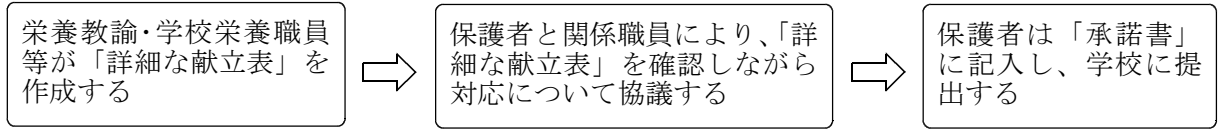
図2 緊急時の対応表

栃木県学校におけるアレルギー疾患
対応マニュアルP76参照

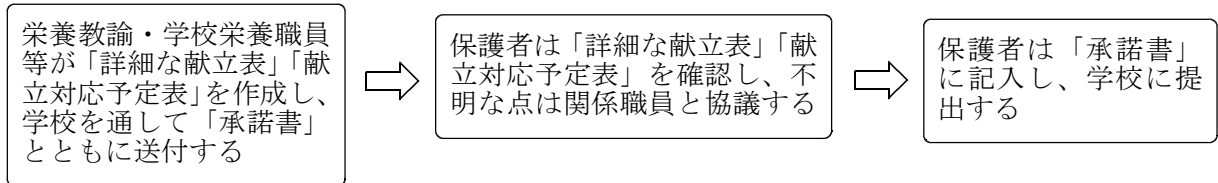
2 日常の取組と事故防止

毎月の食物アレルギー対応は、「詳細な献立表」「献立対応予定表」を作成し、保護者と関係職員との協議により決定する。安全性を最優先とする考えのもと、アレルギー対応を踏まえた「献立作成」から「配膳」までの各段階において、複数の目によるチェック機能を強化することが事故防止につながる。

(1) 毎月の献立に係る保護者との協議 ＜保護者が来校する場合＞



＜資料を送付する場合＞



(2) 受け渡し・配膳・片付け

食物アレルギーによる給食対応にはレベル1～レベル4 **表1** までの対応がある。それぞれのレベルによって対応は違うが、レベルに合わせて以下の点に注意して事故防止に努める。

学校での受け渡し

- 配膳室等で対応食を引き渡すときは、直接学級担任や当該児童生徒に渡したり、対応カード **図3** をお盆に貼ったりするなど、誤配のないように注意する。
- 対応食に表示された学年・氏名・献立名・対応内容等を確認する。
- 周辺児童生徒の給食と混合がないよう、確認と指導を行う。

配膳・片付け

- 原因食物が当該児童生徒に接触したり、食器に触れたりしないよう注意する。
- 学級担任が不在の時は、誤配がないよう十分注意する。
- 誤食の危険性があるため、原則として「おかわり」をさせないようにする。
- ※レベル1、2であっても、誤食事故が起きないように注意する。
- 当該児童生徒が使用した食器等は、そのまま配膳室やワゴン車等に返却する。

共同調理場では

- 複数校を受け持つので、コンテナと容器の表示の色を合わせたり、学校別に変えたりする。
- 学級担任に直接渡すことができないため、特に連絡体制に注意する。

食物アレルギー対応カード			
○月○日(○)			
△年▽組	氏名	芳賀 太郎 さん	
原因食品	鶏卵		
料理名	厚焼玉子		
対応	豚肉しゅうまいで代替		
調理場			学級
調理	盛付	対応確認	
			-

図3 対応カードなどで誤配防止

表1 食物アレルギーによる給食対応レベル

レベル	対応	説明
レベル1	「詳細な献立表」対応	「詳細な献立表」を事前に配布し、保護者や学級担任の指示又は児童生徒自身の判断で、給食から原因食物を除いて食べる。
レベル2	弁当対応	一部弁当対応：原因食物を含む料理に対して、部分的に弁当を持参する。 完全弁当対応：給食を提供せず、全て弁当を持参する。
レベル3	除去食対応	調理の過程で、原因食物を加えない給食を提供する。また、単品の牛乳や果物を除く。
レベル4	代替食対応	調理の工程において原因食物に代わる食材を補い、完全な献立を提供する。

※各市町の給食センターや調理場により対応可能なレベルが違うため、食物アレルギーによる給食対応を検討する際は、必ず関係機関・職員等との連携が必要。

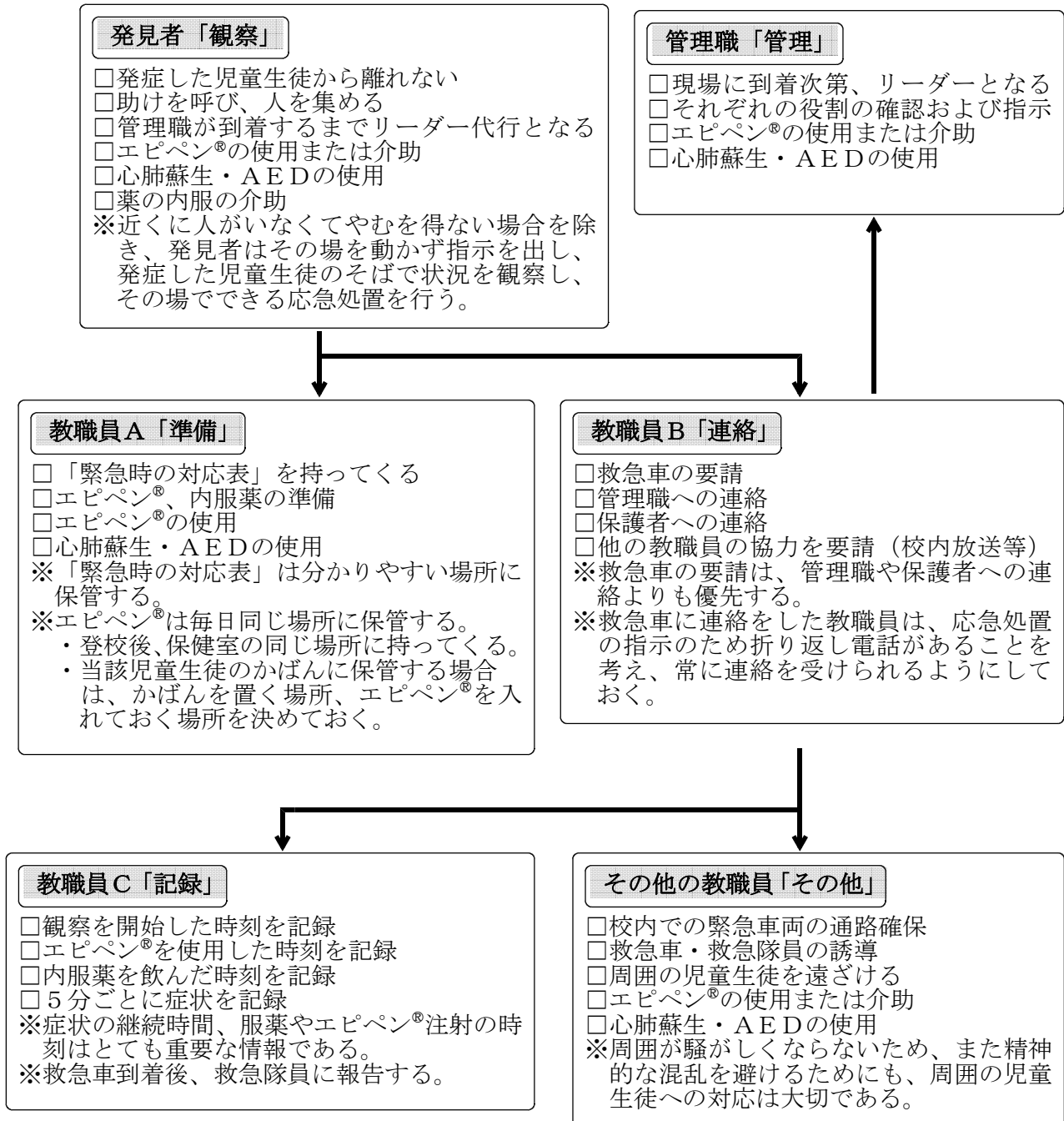
3 緊急時に向けた対応

食物アレルギー疾患には、アナフィラキシーの発症のように緊急の対応を要する疾患がある。生命に関わるため、迅速かつ適切な対応が必要である。そのためには、情報の共有はもとより、緊急時に備えて対応の手順を理解し、エピペン[®]の使用方法や心肺蘇生法などを訓練しておくことが重要である。

(1) 校内での役割分担

発見から救急隊員に引き継ぐまでには、「観察」「管理」「準備」「連絡」「記録」「誘導」「周囲の子対応」など様々な役割がある。いつ、どこでアナフィラキシーが発症しても、発見者及び近くにいる教職員で役割が果たせるようにする。情報を確実に共有し、誰が食物アレルギー疾患をもっているか、エピペン[®]を所持しているか、エピペン[®]はどこに置いてあるかなどを、全教職員が把握していることが大切である。

緊急時の対応方法と役割分担



(2) 校内研修の充実

食物アレルギーに伴うアナフィラキシーの発症など、万一の場合に備え、全教職員が食物アレルギーに関する正しい知識を身に付けるとともに、勤務校に在籍する食物アレルギーを有する児童生徒一人一人の情報を把握し、緊急時に適切に対応できるように校内研修を実施する必要がある。

食物アレルギー疾患のある児童生徒が在籍している場合

- 食物アレルギー疾患のある児童生徒の「緊急時の対応表」を全職員が共有し、発見から救急隊員への引き渡しまでを想定した、より現実的な研修を行う必要がある。
- 手順を示したアクションカードやエピペン[®]練習用トレーナーなどを活用するとともに、複数の役割(前頁「緊急時の対応方法と役割分担」)が体験できるように研修することが望まれる。

※エピペン[®]は本人又は保護者が注射することが基本であるが、本人が注射できない状況にある場合は、その場に居合わせた教職員が注射することが望まれる(注1)。

※学校がエピペン[®]を取り扱えるのは次の①②両方の要件を満たした場合とする。

- ①「学校生活管理指導表」により事前に関係者で話し合い、学校での対応を決めている場合。
- ②エピペン[®]に関する一般的な知識、注射の方法、投与のタイミングなど、対応の仕方の指導を事前に受けている場合。

(注1)その場に居合わせた教職員が、エピペン[®]を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、緊急時のやむを得ない措置として行われるものであり、反復継続する意思がないものと認められ、医師法第17条の違反にならないと考えられる。

食物アレルギー疾患のある児童生徒が在籍していない場合

- 下の参考資料等により、食物アレルギーに関する知識の習得やアナフィラキシー発症時の役割の確認など、一般的な研修の実施が考えられる。

食物アレルギーへの対応は、関係機関等との連携や全教職員の協力が必要である。多くの目で確認しながら発症を未然に防ぐこと、食物アレルギーの正しい知識を身に付け、児童生徒の症状の特徴を把握すること、発症後に症状が急速に変化することを理解し、緊急時の対応への準備をしておくことなどが求められる。

【参考資料】

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| ・学校におけるアレルギー疾患対応資料(Youtube動画) | H27.3 文科省 |
| ・学校給食における食物アレルギー対応指針 | H27.3 文科省 |
| ・ぜんそく予防のためのよく分かる食物アレルギー対応ガイドブック | H26.6 環境再生保全機構 |
| ・学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル | H25.9 県教委 |
| ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン | H20.3 日本学校保健会 |